

「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」修正箇所
(令和5年度第2回政策委員会後～R6. 3. 8時点)

本文

修正1

(相談体制の整備)

第6条

2 相談等を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、メールなど任意の方法を用いることができる。

↓

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、FAX、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応する。

別紙 さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

修正2

第2 正当な理由の判断の視点

～市職員においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。～

修正3

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

【公共施設】<事例追加>

○身体障害(肢体不自由)

・配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

○身体障害(聴覚障害)

・災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある方に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

【窓口対応一般】<事例追加>

○各障害共通

・疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。

○身体障害(肢体不自由)

・ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

【イベント・講演会・講座等】<事例追加>

○身体障害(肢体不自由)

・ 段差がある場所では、職員が介添えしたり、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

(視覚障害)<事例追加>

・ 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

○知的障害<事例追加>

・ イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子ときは個室等に誘導する。

【保健・福祉分野】

○身体障害(視覚障害) <事例追加>

・ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

○知的障害<事例の削除、追加>

・ 面談を実施するときは、相談室などにできるだけ物を置かないなど刺激を減らす。

↓

・ 面談を実施するときは、予め当日の流れを提示し、先の見通しが立てられるようにする。

○発達障害<事例の削除、追加>

・ 面談を実施するときは、相談室などにできるだけ物を置かないなど刺激を減らす。

↓

・ 面談を実施するときは、予め当日の流れを提示し、先の見通しが立てられるようにする。

【イベント・講演会】<事例追加>

○各障害共通

・ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

修正4

2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

【公共施設】

○身体障害(聴覚障害)<事例追加>

・ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

【窓口対応】

○各障害共通<事例追加>

- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読代筆といった配慮を行う。
- ・障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

○発達障害

- ・比喩表現（たとえによる表現）等が苦手であるので、比喩（たとえ）や暗喩（例えるものと例えられるものをそれとなく示すこと）、二重否定表現など用いずに具体的に説明する。

【イベント・講演会・講座等】<事例追加>

○各障害共通

- ・会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

○身体障害(視覚障害)

- ・会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

- ・視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。

- ・会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

(聴覚障害)

- ・会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な聴覚障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

○知的障害

- ・会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

修正5

3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

【公共施設】<事例追加>

○各障害共通

- ・入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。

- ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

○身体障害(肢体不自由)

- ・車両乗降場所を施設出入口に近い場所へと変更する。

【イベント・講演会・講座等】

○各障害共通<事例追加>

・非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

○身体障害(聴覚障害)

・要約筆記のスクリーンや手話通訳が見やすい場所に案内する。

↓

○身体障害(聴覚障害)

・要約筆記のスクリーンや手話通訳、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

【保健・福祉分野】

○精神障害

・他の人に障害の有無、内容等を知られたくない場合、希望に応じて相談室（個室）で手帳交付・各種申請受付をする。

↓

・プライバシーに配慮し、希望に応じて相談室（個室）で手帳交付・各種申請受付をする。

修正6<追加>

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

修正7

5. 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

【イベント・講演会・講座等】

・抽選申込みとなっている口座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）

↓

・抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）

なお、このような事例では、代替案として、抽選の申込の手続きの補助を行うことを提案するなど、建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応がなされる必要がある。

また、聴覚に障害がある場合、情報保障を必要としていることから、抽選後に情報保障席を確保することは合理的配慮に該当する。